

平成29年3月22日

入札参加者各位

桑名市役所総務部 契約監理課
桑名市上下水道部 企画総務課

最低制限価格算出に係る「基準価格」及び
低入札価格調査制度に係る「調査基準価格」の算出式について

平成29年4月1日より、建設工事及び測量・コンサルタント等業務におきまして、最低制限価格の基準価格及び低入札価格調査制度の調査基準価格の算出式を別紙のとおり変更します。また端数処理につきましても変更しますので、詳しくは別紙をご確認ください。

※これらの変更等については、平成29年4月1日以降の公告から適用します。

桑名市役所総務部 契約監理課 0594-24-1409
桑名市上下水道部 企画総務課 0594-49-2057

別紙

●算定方法

【改正前】

- (1) 算出式から得られた価格を基準価格(税抜き)とします。この場合において、基準価格は予定価格(税抜き)の10分の9から10分の7までの範囲内とし、10分の9を超えるときは10分の9、10分の7を下回るときは10分の7とします。(当該価格に千円未満の端数があるときは、当該端数を切捨てて得た価格とします。ただし、予定価格の10分の7を下回るときは、当該端数を切上げて得た価格とします。)
- (2) 基準価格以上の価格であって予定価格の範囲内での入札者数に10分の6を乗じて得た数 (当該数に1未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入した数) を最低制限価格算出対象入札者数とし、それらの入札価格(税抜き)を平均して得た価格 (当該価格に千円未満の端数があるときは、当該端数を切捨てて得た額) をもって最低制限価格(税抜き)とします。ただし、最低制限価格が予定価格の10分の9を超えるときは10分の9 (当該価格に千円未満の端数があるときは、当該端数を切捨てて得た額) とします。
- (3) 最低制限価格算出対象入札者数が5に満たない場合は基準価格をもって最低制限価格とします。



【改正後】

- (1) 算出式から得られた価格を基準価格(税抜き)とします。この場合において、基準価格は予定価格(税抜き)の10分の9から10分の7までの範囲内とし、10分の9を超えるときは10分の9、10分の7を下回るときは10分の7とします。(当該価格に**一万円未満**の端数があるときは、当該端数を切捨てて得た価格とします。ただし、予定価格の10分の7を下回るときは、当該端数を切上げて得た価格とします。)
- (2) 基準価格以上の価格であって予定価格の範囲内での入札者数に10分の6を乗じて得た数 (当該数に1未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入した数) を最低制限価格算出対象入札者数とし、それらの入札価格(税抜き)を平均して得た価格 (当該価格に**一万円未満**の端数があるときは、当該端数を切捨てて得た額) をもって最低制限価格(税抜き)とします。ただし、最低制限価格が予定価格の10分の9を超えるときは10分の9 (当該価格に**一万円未満**の端数があるときは、当該端数を切捨てて得た額) とします。
- (3) 最低制限価格算出対象入札者数が5に満たない場合は基準価格をもって最低制限価格とします。

●算出式

〔建設工事〕

【改正前】

(税抜き)

【一般土木工事】
直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3
【建築工事等（建築工事に付随する設備工事、解体工事を含む。）】
直接工事費×0.9×0.95+共通仮設費×0.9+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.8+一般管理費×0.3
【鋼橋製作・架設工】
直接工事費×0.95+(間接労務費+共通仮設費)×0.9+(工場管理費+現場管理費)×0.8 +一般管理費×0.3
【機械設備製作・据付工（下水機械設備工事を除く。）】
(直接製作費+直接工事費)×0.95+(間接労務費+共通仮設費)×0.9 +(工場管理費+設計技術費+現場管理費+据付間接費)×0.8+一般管理費×0.3
【電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く。）】
機器単体費×0.85+直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+(現場管理費+機器間接費)×0.8 +一般管理費×0.3
【下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事】
機器費×0.85+直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9 +(設計技術費+現場管理費+据付間接費)×0.8+一般管理費×0.3 ※ 直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

(注) 複数の諸経費体系で構成された工事等を発注する場合は、各々の諸経費体系毎に算出した価格に千円未満の端数処理(切捨て)を行い、合算した価格を基準価格とします。



【改正後】

(税抜き)

【一般土木工事】
直接工事費×0.95+共通仮設費× 0.95 +現場管理費× 0.9 +一般管理費× 0.65
【建築工事等（建築工事に付随する設備工事、解体工事を含む。）】
直接工事費×0.9×0.95+共通仮設費× 0.95 +(直接工事費×0.1+現場管理費)× 0.9 +一般管理費× 0.65
【鋼橋製作・架設工】
直接工事費×0.95+(間接労務費+共通仮設費)× 0.95 +(工場管理費+現場管理費)× 0.9 +一般管理費× 0.65
【機械設備製作・据付工（下水機械設備工事を除く。）】
(直接製作費+直接工事費)×0.95+(間接労務費+共通仮設費)× 0.95 +(工場管理費+設計技術費+現場管理費+据付間接費)× 0.9 +一般管理費× 0.65
【電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く。）】
機器単体費× 0.875 +直接工事費×0.95+共通仮設費× 0.95 +(現場管理費+機器間接費)× 0.9 +一般管理費× 0.65
【下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事】
機器費× 0.875 +直接工事費×0.95+共通仮設費× 0.95 +(設計技術費+現場管理費+据付間接費)× 0.9 +一般管理費× 0.65 ※ 直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

(注) 複数の諸経費体系で構成された工事等を発注する場合は、各々の諸経費体系毎に算出した価格に**一万円未満**の端数処理(切捨て)を行い、合算した価格を基準価格とします。

[測量・コンサルタント等業務]

【改正前】

(税抜き)

測量業務	<p>直接測量費+諸経費×0.5</p> <p>※ 諸経費=間接測量費+一般管理費等</p>
<p>建築関係コンサルタント業務</p> <p>建設コンサルタント業務</p> <p>補償コンサルタント業務</p>	<p>○ 積算に技術経費の項目を計上する場合</p> <p>直接業務費+諸経費×0.5+技術経費</p> <p>※ 諸経費=業務管理費+一般管理費等</p> <p>○ 積算に技術経費の項目を計上しない場合</p> <p>直接原価+その他原価+一般管理費等×0.3</p>
地質調査業務	<p>純調査費+諸経費×0.3+解析等調査業務費×0.7</p> <p>※ 純調査費=直接調査費+間接調査費</p> <p>諸経費 =業務管理費+一般管理費等</p>

(注) 複数の諸経費体系で構成された工事等を発注する場合は、各々の諸経費体系毎に算出した価格に千円未満の端数処理(切捨て)を行い、合算した価格を基準価格とします。



【改正後】

(税抜き)

測量業務	<p>直接測量費+諸経費×0.55</p> <p>※ 諸経費=間接測量費+一般管理費等</p>
<p>建築関係コンサルタント業務</p> <p>建設コンサルタント業務</p> <p>補償コンサルタント業務</p>	<p>○ 積算に技術経費の項目を計上する場合</p> <p>直接業務費+諸経費×0.55+技術経費</p> <p>※ 諸経費=業務管理費+一般管理費等</p> <p>○ 積算に技術経費の項目を計上しない場合</p> <p>直接原価+その他原価+一般管理費等×0.45</p>
地質調査業務	<p>純調査費+諸経費×0.45+解析等調査業務費×0.8</p> <p>※ 純調査費=直接調査費+間接調査費</p> <p>諸経費 =業務管理費+一般管理費等</p>

(注) 複数の諸経費体系で構成された工事等を発注する場合は、各々の諸経費体系毎に算出した価格に**一万円未満**の端数処理(切捨て)を行い、合算した価格を基準価格とします。